

鏡石町農業委員の募集について

鏡石町では、令和8年7月19日任期が満了することから「農業委員会等に関する法律」の規定に基づき、農業委員を募集いたします。

1 農業委員について

(1) 活動内容

ア 農地の権利移動、転用等の案件に関すること
現地調査・確認と、総会（定例会）での審議など
※総会（定例会）は、毎月15日以降の平日に開催いたします。

イ 農地・農業経営等に関わる証明

ウ 農地等の利用の最適化の推進に関すること

① 担い手への農地利用の集積・集約

② 耕作放棄地の発生防止・解消

③ 新規参入の促進

(2) 定数 9人

農業委員の過半数（5人以上）は「認定農業者」が占めなければなりません。

また、農業委員会所管に属する事項に関し「利害関係を有しない者」を1名以上含めなければなりません。

(3) 任期

令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）

(4) 報酬

年額190,000円＋農地利用の最適化活動実績による上乗せ給

(5) 身分

特別職非常勤職員

2 募集方法

(1) 一般推薦（農業者等2人以上連名）

(2) 法人・団体等による推薦

(3) 個人による応募

3 推薦・応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

ただし、農業委員会等に関する法律第8条第4号の規定により、次のうちいずれかに該当する方は、応募できません。

(1) 鏡石町に住所を有しない者。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

(2) 鏡石町の職員

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

(4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

4 募集期間及び提出方法

- (1) 推薦・募集案内及び応募用紙は、農業委員会事務局に備え付けています。ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 募集期間は、令和8年2月26日（木）から令和8年3月27日（金）まで
- (3) 受付は、募集期間内に下記まで公募用紙を直接持参するか郵送（3月27日必着）で提出してください。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分とし、土・日・祝日は除きます。
- (4) 農地利用最適化推進委員にも応募はできますが、両委員を兼ねることはできません。

提出先（問い合わせ）

〒969-0404 鏡石町中央59番地

鏡石町農業委員会事務局

電話番号：0248-62-2146

5 選考方法

提出いただいた書類を審査し、委員候補者選考委員会で審査選考いたします。

※選考された方は、鏡石町議会の同意を経て町長が農業委員に任命いたします。

6 選考結果

令和8年6月中旬に応募者全員に書面にて通知いたします。

7 募集状況の公表

募集期間中、募集終了後の2回、ホームページにて下記に関する事項を公表いたします。なお、これらは、農業委員会等に関する法律施行規則第6条の規定により公表されることをご了承願います。

- (1) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (2) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

8 その他

青年、女性の積極的な推薦、応募もお待ちしています。